

令和元年度
第1回

江東区総合教育会議議事録

令和元年8月16日（金）

江東区教育委員会

令和元年度 第1回江東区総合教育会議 議事録

- 1 開会年月日 令和元年8月16日(金)午後1時00分
- 2 閉会年月日 令和元年8月16日(金)午後2時00分
- 3 開会場所 江東区教育センター2階 第3研修室
- 4 出席委員 区長 山崎孝明
教育委員 岩佐哲男(教育長)、橋本俊雄、進藤孝、眞貝裕利子、
鈴木清人
- 5 出席職員 大塚政策経営部長、武越教育委員会事務局次長、
油井企画課長、加川こども家庭支援課長、
岩井庶務課長、谷川学校施設課長、太田整備担当課長、
大町学務課長、伊藤指導室長、堀越教育支援課長、
池田地域教育課長、栗原江東図書館長

6 議題

- 1 江東区教育施策大綱の取組状況について
- 2 ICT教育の推進について
- 3 いじめの防止に向けて

7 審議概要

武越教育委員会事務局次長 それでは、ただいまより令和元年度第1回江東区総合教育会議を開会いたします。

本日の会議につきまして、傍聴したい旨1名の申し出がございました。傍聴を認めますので、事務局は、速やかに傍聴人を入室させてください。

(傍聴人入室)

武越教育委員会事務局次長 それでは、開会に当たりまして、主宰者であります山崎区長よりご挨拶をお願いいたします。

山崎区長 本日はご多忙の中、総合教育会議にご参集賜りまして、まことにありがとうございます。教育委員の皆様には、日ごろより江東区の教育に対しまして大変なご協力をいただき、ありがとうございます。

この会議では、平成27年度に設置して以来、教育に関わるさまざまな問題について議論をしております。今回は、令和初の開催となりますが、鈴木委員が新しく教育委員として加わっていただき、今後も活

発なご議論ができますようお願いする次第でございます。

本区の未来を担う子どもたちが健全で健やかに成長するために、教育は非常に大事だと、私はいつも申し上げます。区政においては福祉やまちづくり、環境衛生などいろいろな課題があるわけですが、その中でも私が一番重視しているのは教育であります。教育をしっかりとしていくことが我々大人の責任ですし、また社会の責任でもあると考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でご挨拶とさせていただきます。

武越教育委員会事務局次長 ありがとうございました。

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。ここからは山崎区長に議事進行をお願いします。では、区長、よろしく願いいたします。

山崎区長 それでは、本日の議題に入ります。「江東区教育施策大綱の取組状況について」を議題といたします。事務局より説明願います。庶務課長。

岩井庶務課長 本日は着座にてご説明させていただきます。

それでは、説明に入ります前にお手元の「江東区教育施策大綱」、写真刷りのもの、こちらをご覧ください。この大綱は、激動する社会の中で、子どもたちが心身ともにたくましく生きていくことができるように、区長主導のもと、平成28年度から5年間で取り組むべき指針として策定したものです。

ページをおめくりください。資料の下段にありますように、大綱は4つの「施策の柱」と、それに紐づく13の重要施策で構成しております。また、重要課題として「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への取組」を掲げております。

では、資料1をお手元にご用意ください。これは、先ほど申し上げました「重要課題」及び「重要施策」につきまして、平成30年度の実績と今後の方向性についてまとめたものでございます。昨年度の実績につきましては、区議会や教育委員会を含め、さまざまな場において報告しておりますので、本日は「今後の方向性」について、主だったものをご説明いたします。説明部分は「青字」で表記しておりますので、併せてご参照ください。

それでは、資料の1ページをご覧ください。重要課題「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への取組」でございます。

教育委員会では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会へ向けまして、子どもたちの夢や将来への可能性を広げるため、各種施策を推進してまいりました。資料の一番下の段に「課題・今後の方向性」とありますが、今後も本区独自の3つのプロジェクトである「競技

会場等の見学」や「アスリート等の派遣」、「世界の国旗や国家について学ぶ取組み」を確実に実施するほか、児童生徒集会等で「何日前イベント」を実施するなど、こどもたちが主体的に活動する機会を設け、大会開催に向けた気運醸成を図ってまいります。

加えて、来年度の2020オリ・パラ開催時には、こどもたちが直接参加したり、選手と交流したりすることができるように準備を進めているところでございます。

ページをおめくりいただきまして、2ページ、3ページをご覧ください。施策の柱Ⅰ「確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成」です。右側の3ページ「課題・今後の方向性」をご覧ください。

まず、「重要施策1 確かな学力の向上」では、「こうとう学びスタンダード」の次の段階に向けた取組みや、学校におけるICT教育環境の整備、活用が課題となっております。ICT教育の推進につきましては、本日の議題2で取り上げる予定となっております。

少し飛びまして、「重要施策4 就学前教育の充実」では、幼児期に体験させる内容を「幼稚園スタンダード（仮称）」として策定し、小中学校の「こうとう学びスタンダード」への円滑な移行を図ってまいります。

次の「重要施策5 教員の資質・能力の向上」では、授業改善支援チームを活用するなど、指導力の向上を図ってまいります。

続きまして、資料の4ページ、5ページへお進みください。施策の柱Ⅱ「安心して通える楽しい学校（園）づくりの推進」についてです。

右側5ページ「課題・今後の方向性」をご覧ください。「重要施策6 個に応じた教育支援の充実」では、全小学校に設置した特別支援教室の運営や指導を充実させるため、学校全体での障害に対する理解と具体的な支援について検討する体制を構築いたします。

また、「重要施策7 いじめ・不登校対策の充実」では、校園内における組織的な相談体制の更なる充実を図ります。いじめの防止につきましては、本日の議題3で取り上げる予定となっております。

続きまして、6ページへお進みください。

施策の柱Ⅲ「地域や教育関係機関との連携による教育力の向上」における今後の方向性ですが、「重要施策9 地域に根ざした教育の推進」では、既存の学校支援地域本部等の機能を生かして、地域学校協働本部の整備を目指すとともに、江東区独自のコミュニティ・スクールの体制を整えていく予定となっております。

また、「重要施策10 開かれた学校（園）づくり」では、教育広報紙「こうとうの教育」等で、地域や保護者への活動を紹介するなど、地域と連携・協働した教育を推進するための情報発信を充実していく考えでございます。

7ページへお進みください。

施策の柱Ⅳ「教育を支える環境づくり」ですが、「重要施策11 家庭教育・地域教育力向上への支援」では、今後の家庭教育支援のフレーム作り等を検討してまいります。

また、「重要施策13 図書館機能の充実」では、自動貸出返却機など、IC機器の有効活用策について検討するほか、今年度より開始した指定管理者制度につきまして、次年度へ向けた準備を進めているところでございます。

以上、全体的な報告について、雑駁ではございますが説明を終わります。

山崎区長 それでは、ただいまの説明について質疑を願います。橋本委員。

橋本委員 オリンピック・パラリンピック教育についてですが、いよいよ東京2020のオリンピック・パラリンピックまで、あと1年を切りました。重要課題ということで、資料の1ページ目にも書いてありましたが、オリンピック・パラリンピック教育の総仕上げとして、江東区での取組みがあれば教えてください。

山崎区長 指導室長。

伊藤指導室長 先ほどの説明にもありましたとおり、オリンピック・パラリンピック教育については、本区では都の取組みに加え、区内の会場を巡るバスツアーや国旗・国歌の学習、部活動☆夢応援などの独自の取組みを加えて計画的に実施してきており、こどもたちに対してオリンピック・パラリンピックに向けた気運醸成を図っているところです。

今年度は、こどもたちが主体となる取組みに力を入れておりまして、児童会や生徒会でデイ・カウンターを作成して、開催までのカウントダウンや、また、それに関連づけた集会活動を実施するなど、各学校が工夫をして取組みを一層進めているところです。

また、教育委員会でも「オリンピック・パラリンピック学習リーフレット」を作成してこどもたちに配布し、授業の中で、区内で実施する競技について理解を深めたり、区内出身のアスリートである瀬立モニカさんからのメッセージを通して、自らの生き方について考えを深めたりする学習を授業の中で進めているところです。

また、今年度は東京都から、「ボッチャ交流行事推進地域」の指定を受けておりまして、ボッチャを通して幼小中の交流や特別支援学校との交流、また、地域の方々との交流などを行い、人と人のかかわりの場を一層広げていきたいと考えております。

その上で来年度は、先ほど説明がありましたが、実際にこどもたちがオリンピック・パラリンピックの会場に行き、競技を観戦する機会を設

けてまいります。現在、幼稚園の年長児、小学生、中学生を区内で実施する競技に参加できるように都と調整をしているところでございます。

山 崎 区 長 ほかにご意見ありますか。眞貝委員。

眞 貝 委 員 学校のICT化やいじめの問題については、あとで議論しますので、私は資料の7ページの重要施策13「図書館機能の充実」について伺いたいと思います。

今年度から指定管理者制度を導入しておりますけれども、サービス向上の具体的な内容、区民の反応、課題などがあれば教えていただきたいと思っています。

栗原江東図書館長 区立図書館につきましては、本年4月より地域館4館について指定管理を導入したところでございますが、導入に伴い開館時間を延長するとともに、これまで休館としていた月曜日を開館としております。これによって、本年4月から7月までの4館での来館者数は、前年度と比較し10%超増加しており、区民の方からも利用しやすくなったという喜びの声をいただいているところでございます。区民の方のこういった利用機会の拡大が図れたこと、これがまず目に見える効果として感じているところでございます。

また、区の運営では配置がなかなか難しい司書資格また司書補資格の保有者を各館4割程度は配置するように条件として事業者を選定しておりますので、利用者の求めに対して必要な資料や情報を的確に渡す、いわゆるレファレンスの強化につながる職員配置が行われているところもサービスの充実として挙げられると考えてございます。

現時点の課題といたしますか、今後取り組まなければならないと考えているところは、指定管理導入のメリットの1つである民間ノウハウを生かした新たなサービス展開を図ることによって、さらに利用しやすい、利用したいと、そういう図書館を目指すことが必要だと考えておりますので、こういった部分を今後積極的に事業者に提案してもらい、実施してまいりたいと考えてございます。

山 崎 区 長 ほかにご意見ありますか。教育長。

岩 佐 教 育 長 先ほど事務局から教育施策大綱の取組状況について説明をさせていただきました。この後の議題になっていきますICT化の推進やいじめの問題への取組み等々、施策大綱に示されている教育課題の解決に向けてチームプレーで取り組んでいくところでございます。

教育施策大綱と連携する「教育推進プラン・江東」というプランがありますが、こちらは7月に区民の皆様等に参加していただいて点検・評

価し、さまざまなご意見をいただきました。こうした意見も踏まえながら、今後ともこの大綱に基づく施策を推進してまいりたいと思います。

現在の教育施策大綱ですが、平成28年に策定しておりまして、オリンピック・パラリンピックイヤーである来年でちょうど最終年度を迎えることとなります。そのため、令和2年度には教育施策大綱の改定作業を進める必要があるため、次回の総合教育会議で実施のスケジュール等をお示しさせていただきたいと考えています。

以上でございます。

山 崎 区 長 ほかにご意見ありますか。

先ほど橋本委員から質問があったオリンピック・パラリンピック教育ですが、各学校での取組みというのが、なかなか地域などに伝わっていないように感じています。例えば、カウントダウンの表示をしているなどいろいろな報告がありましたが、学校の中だけで行って、それが地域などにアピールできるようなことがなかなかできてない、報告もされてない、PRもされてない。区民がこの学校はこんなことをやっているというようなことを知ることによって、初めて保護者も地域もその学校の子どもたちが頑張っている姿を目に映すことができ、そういうことが大事だと思います。

例えば、江戸川区はカヌーのスラロームの会場に近いところの五、六学校が、来年の夏に合わせてひまわりを育てています。そういうのが地域に伝わって、地域の人も応援をしてくれる。そのようなそれぞれの学校独自の取組みが、江東区の場合には地域に伝わっていないように思っています。

二度とないオリンピックで、今まで競技場の工事現場やパナソニックセンターの見学など、いろいろ取組みを区が主体となってやってきましたが、学校現場から自分たちで何ができるかということ、みんなで知恵を出して発信していく。そして、それを実行していく。それが地域に伝わり、保護者に伝わる。そういったことが後々のレガシーにつながっていくと思います。学校独自の努力とか知恵とか、そういったものが重要だと感じています。

せっかくこれだけ競技場がたくさんあるので、それぞれの学校のリーダーシップというか、校長先生を始め先生方の指導力やリーダーシップをもっと発揮して、それを地域や保護者、PTAなどの力も借りながら、アピールしていかなければいけない。もうあと1年しかなく非常に心配をしています。先生方が知恵を出して動いていく必要があることを教育委員会もしっかりと働きかけてください。お願いします。

岩 佐 教 育 長 今ご指摘いただいたことは大変重要なことだと認識しています。とりわけオリ・パラ教育は平成28年から進めていまして、今、開かれた教

育課程ということで、こどもにいい体験をさせて、将来の自己実現に役に立つようなことは学校の中だけで完結できるものではありませんので、しっかり発信できるように努めていきます。

山 崎 区 長 それでは、この議題は終わります。

次に、「ICT教育の推進について」を議題といたします。事務局から説明願います。学務課長。

大 町 学 務 課 長 それでは、私からはICT教育の推進についてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、説明につきましては着座にて行わせていただきます。

資料2をお手元にご用意ください。近年、発展普及の著しいICT機器等の特性を生かした手法により、よりよい教育の実現を目指す「教育の情報化」は、上段左の①から③の3つの柱で構成をされております。

まず1つ目に、各教科の指導を通じ、こどもたちの情報活用能力を育成する情報教育。2つ目は、情報通信技術、すなわちICTの活用によるわかりやすい授業、主体的・対話的で深い学びの実現。最後に、効果的な校務の遂行により、教員の負担を減らし、こどもと向き合う時間を増やす校務の情報化。これらの着実な実施により教育の質を向上させることが、教育の情報化が従前より目指してきたものでございます。

こうした取組みが全国的に進む中、右側のとおり令和2年度より全面实施される新学習指導要領では、情報活用能力が言語能力や問題発見、解決能力等と同様に学習の基盤となる資質・能力として位置付けられるとともに、小学校において、プログラミング教育が必修化されるなど、学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実が初めて明記をされたところでございます。こうした新たな学びの実現に向け、教育の情報化の一層の推進が重要な課題であると認識をしているところでございます。

続きまして、今日までの本区の学校ICTの取組状況を左下の部分に記載をいたしました。初めに、児童生徒が学習に用いる学習用コンピュータにつきましては、かねてより設置しているコンピュータ教室のパソコンをタブレット端末に更新するとともに、普通教室、特別教室用にも追加配備をすることで、現在、各小中学校で、指導者が使う部分を含めまして86台の端末を授業で活用できるようになっております。

続きまして、大型提示装置・実物投影機、いわゆる電子黒板でございます。平成19年度に各校3台を配置したのが始まりでございますが、平成28年度には各フロア1台となるように追加配置を行い、今年度は新たに小学校5・6年生の全普通教室に設置を進めております。

なお、リース更新や新規導入のたびに、学校現場の意見を聞きながら機種等を見直し、有明西学園や今回小学校5・6年生の教室に入れたも

のは、写真にありますような大型テレビに電子黒板ユニットを取り付けた構成で、接続する端末もタブレット端末となっております。

続きまして、校内LAN環境につきましては、各教室、体育館に有線LANを敷設しているほか、持ち運びのできるアクセスポイントを平均14台配備し、無線LANについても利用できるようにしております。

次の校務用コンピュータは、教員が主に職員室での業務に用いているもので、平成21年度に教員1人に1台のパソコンを配備し、その後、平成24年度には成績処理機能を導入し、これまで手書きであった通知表や指導要録を電子化することで事務の効率化を図ったところでございます。

次のICT支援員は、ICT機器を用いた授業をサポートする人材で、現在、全小中学校に月2回ずつ派遣をしております。

そのほかモデル事業の実施や研究協力校における取組みにより、情報教育の充実に取り組んでいるところでございます。

取組状況については以上となりますが、先ほど触れました新学習指導要領の全面実施を見据え、今後どのようにICT教育の推進に取り組んでいくべきか、その方向性を右側に記しております。

まずは、ICT環境整備の推進です。国は、新学習指導要領を見据えた「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を策定しております。学習者用コンピュータについては3クラスに1クラス分程度、電子黒板については各普通教室1台と特別教室6台などと目標の水準が示されておりますが、本区の整備率はそれらに対し多くの項目で40%前後となっている状況です。

子どもたちがこれからの時代に必要とされる能力を確実に身に付けられる学習を実現するためには、現行機器のリース更新時期や経年コスト等も十分に踏まえつつも、目標とされている水準を計画的に達成していく必要があると考えております。

次のデジタル教科書の整備では、教科書の改訂と合わせてその紙面や学習コンテンツ等を電子黒板で拡大表示ができる指導者用デジタル教科書の購入を進めるとともに、将来的には子どもたち自らがタブレット端末等で使用できる学習者用のデジタル教科書の導入についても検討を進めてまいります。

次に、教員の活用能力の向上につきましては、記載したようにモデル校や研究協力校での取組みの成果を他の学校へ共有することも有効ですが、まずは機器整備を進めることで常にICT機器を使用することができる環境づくりもあわせて必要であると考えております。

最後に、ICTの活用機会の拡大を念頭に、教員、児童生徒が安心・安全にICT機器等を利用するための情報セキュリティポリシーについても今年度中の策定を目指し、現在作業を進めているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

山 崎 区 長 本件について質疑を願います。橋本委員。

橋 本 委 員 今ご説明いただいた情報通信技術の件ですが、かなり急速な進展でグローバル化が進んでいると考えております。情報活用能力は、これからのこどもたちにとっては、生きていくためにはとても不可欠なことでありと認識しております。

新学習指導要領では、情報活用能力を身につけるために、具体策として小学校でのプログラミング教育が必修化となっておりますが、実際にはどんな学習が、またはどのようにICT機器を活用して行われるようになるのでしょうか。教えていただければと思います。

山 崎 区 長 学務課長。

大 町 学 務 課 長 このたび必須となります小学校のプログラミング教育ですが、プログラミングといった新しい教科がつけられるのではなく、あくまで通常の授業や総合学習の時間など既にある教科の学習の中でプログラミング的思考を育むこととなります。

お尋ねの具体的な学習の例ですが、新学習指導要領に例示されているものとしては、例えば、小学校5年生の算数で正多角形の意味を理解した後、正多角形についてプログラミングを用いて実際に書いてみることや、また、小学校6年生の理科の電気の単元では、身の回りに電気の性質や動きを利用した道具があること等をプログラミング等を通して学習すること、また、総合の学習の時間においては、情報化の進展と生活や社会の変化を探究課題として学習することなどがございます。

これらの内容についてどのようにICT機器を活用するかにつきましては、このプログラミング教育専用の教材やアプリケーションが既にいろいろと開発をされておりまして、先ほどの正多角形の例では、画面上のキャラクターに「進む」や「角度を変える」といった指示を順番に組み合わせていくことで、実際に正多角形を描画させたり、小学校6年生の理科の授業では、タブレット端末に入れたアプリケーションに条件分けのプログラムを入力することで、それと連動した人感センサーなどを作動させ、人を感知したら明かりを付ける、また、人が遠ざかって何秒かたったら明かりを消すといった事象を実際にこどもたちが見て体験するといったものがございます。

こうした学びを通じ、こどもたちは情報があふれる現代社会の中で、さまざまな問題解決のために最適な解決方法を選択できるというプログラミング的思考を身につけていくこととなります。

以上でございます。

橋本委員 パソコン等と、それとは別の機器があるということですか。パソコンと連動して行うものですか。

山崎区長 学務課長。

大町学務課長 先ほどの電気の授業では、タブレットをメインとしており、タブレットにプログラミングのソフトが入っていて、それに対して動く機器が別にございます。人感センサーとか、あるいはスイッチを押すと光がつくとか、そういった機器が別に用意をされていまして、タブレットとそれが連動します。例えば人が寄ることで電気をつけて、また離れると電気が消えるといった動作を、プログラミングを組んでそれが連動して実際に動作する、そういったことを学びます。また、どのようにプログラミングを組むと効率的にうまく動くか、そういったことを学ぶことになります。

伊藤指導室長 補足いたします。今、学務課長から説明がありましたとおり、6年生の理科では、人が通ったら感知してスイッチが入るという仕組みについて、子どもたちが実際にセンサーとランプを使って、パソコンの中で自らプログラムを作る学習を行っています。

また、さまざまな組み合わせもできますので、人が通っていなかったり、明るいにも関わらずランプがついてしまったら電気の有効利用になりませんので、暗いときに人が通ったら明かりがつくようにプログラムを工夫することになります。当然、調整が必要になるので、うまくいかないときにはもう一度プログラムを変えて、試しながら学習を深めていくことになり、この過程でプログラミング的思考が育っていきます。

山崎区長 眞貝委員。

眞貝委員 先生に対する研修や指導というのは、どのようになっていますか。

山崎区長 指導室長。

伊藤指導室長 昨年の、12月に先生向けのプログラミングの研修会を行いました。また、今年度も研修会を行っております。実際に子どもたちが使うソフトやセンサーを使って教員が操作をするなど、まずは教員が試してみる取り組みを行っています。プログラミング的思考というのは、こうやったらうまくいくのではないかと何度も試して、思考することによって育成されますので、教員も同様の経験をたくさんすることが、授業作りにつながっていくと考えております。

また、指導室で教材を購入しまして、各学校に貸し出しできるようにしておりますので、研修を受けた教員が実際に試すこともできるようにしております。

山 崎 区 長 ほかにご意見ありますか。進藤委員。

進 藤 委 員 プログラミングのほうは少しわかったのですが、情報活用能力の育成はもちろんですが、わかりやすい授業を行うことによって、児童生徒の学力を向上させていくためには、ICT環境のさらなる充実が望まれます。江東区でもタブレット端末の整備や電子黒板の設置など、着実に整備を進めていると認識していますが、この表から見ますと、国の方針で目標とされている水準と単純に比較しますと、整備率が半分に満たない項目があるようです。新学習指導要領も踏まえて、今後、どのように環境整備を進めていく計画でしょうか。教えていただきたいと思います。

山 崎 区 長 学務課長。

大 町 学 務 課 長 学習指導要領の改訂に伴いまして、今後の学習活動においては積極的なICT活用が必須となっていることから、ICTの環境整備はまさに喫緊の課題であると認識しております。

とはいえ、こうした機器の整備や環境構築には多額の費用が必要となります。現状、児童生徒用と職員用のICT環境、合わせまして年間十七、八億という金額が投じられておりますので、利用機会が多く、効果の高いものから優先順位をつけるとともに、現行の機器のリース期間なども十分に踏まえながら計画的に整備を進めることが必要と考えております。また、環境整備そのものを目的化するというのではなくて、ICTの活用により何を実現するのか、目的を明確にして進めることも重要となっております。

例えば、電子黒板につきましては、今年度、小学校5・6年生の普通教室に拡大して整備をしておりますので、これを計画的に他の学年、あるいは中学校のほうへ拡大していくことや、過去には、全校へのタブレット端末導入前に、小中学校各1校を選定いたしまして、校内LAN環境の構築も含めたモデル事業を実施したという例もございます。モデル事業を実施した検証結果により、例えばですが、不要な機能をそぎ落として廉価に機器を導入できるといったようなメリットも想定されますので、そうした手法についても検討して整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

進藤委員 わかりました。

山崎区長 ほかにご意見ありますか。眞貝委員。

眞貝委員 資料2にも載っておりますが、私は校務用コンピュータについてお尋ねしたいと思います。

江東区では、平成21年度に教員1人1台のパソコンを配置し、校務の効率化に取り組んでまいりました。これは、現在大きな課題となっております教員の働き方改革にも資するものと考えておりますが、校務用コンピュータ導入によるこれまでの効果、そして、今後に向けての課題がありましたらお聞かせください。

山崎区長 学務課長。

大町学務課長 校務用コンピュータの導入以前では、各学校が配当予算で数台ずつ購入したパソコンを多くの教員が交替で使っているような状況でしたが、平成21年度、教員1人1台のパソコンとインターネットの接続環境を整えたことで、校内や学校間、そして、教育委員会との電子メールのやりとりやファイルの共有が可能となり、情報の連絡・共有の環境が、飛躍的に向上いたしました。

それに続いて、平成24年度には児童生徒の基本情報を一元的に管理しながら、通知表や指導要録、成績一覧表などを作成する成績管理、時間割や週案を作成する時数管理、また、出欠や健診のデータを管理する保健管理からなる成績処理機能を導入いたしました。これらの作業は校務用コンピュータ導入前にはほとんど手書き、手作業で行われておりましたので、こうした作業や、特に通知表等については書き間違いがないかの確認作業、こうしたことに要していた時間がかなり軽減されたものと考えております。

校務の情報化の最大の目的は、効率的な校務処理の結果生み出された時間を、教員が児童や生徒の指導に対してより多くの時間充てることで、教育活動の質を改善するとともに、指導のゆとりを確保することにあります。近年の課題となっております働き方改革に、これまでも、また、さらに重要な役割を果たせるツールであると認識をしております。

今後に向けての課題でございますが、導入以来使用していたシステムが今年度末でサービスが終了となるため、令和2年度からの新しいシステムの稼働に向け、現在、PTを設置して準備を進めております。この新システムの移行を円滑に行い、システムの移行に伴う教員の負担を可能な限り生じさせないように取り組むとともに、校務用コンピュータで処理できる業務をできる限り増やして、教員の業務を効率化することで働き方改革をさらに進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

山 崎 区 長 ほかにご意見ありますか。鈴木委員。

鈴 木 委 員 I C T支援員についてお伺いいたします。I C Tの活用を促進するためには、環境を整備するだけでなく、専門の人材によるアドバイスや支援が大変重要であると考えます。現在、全小中学校に月2回、I C T支援員を配置しておりますが、授業においてどのように活用されているのでしょうか。また、この支援員に対してどのように学校は評価をしているのかお伺いいたします。

山 崎 区 長 学務課長。

大 町 学 務 課 長 委員お尋ねのとおり、I C T機器を整備し、環境を整えることだけでなく、これらの積極的かつ有効な活用に向け、学校を支援していくための人材は極めて重要であると考えており、平成29年度に小中学校にタブレット端末を配備したのとあわせ、能力認定を受けた専門の人材であるI C T支援員の派遣を始めたところでございます。

学習指導案を作成し、授業を行うのはもちろん指導のプロである教員でございますが、I C T支援員は授業に用いる機器の準備や片付け、実際の授業におけるサポート、あるいは専門知識を生かし、授業計画の作成支援や他自治体の先進的な事例の紹介など、授業でのI C T活用を幅広くサポートしており、授業内容を一層充実させる効果を上げているものと認識しております。学校からも一定の評価をいただいております。

支援の内容につきましては、毎月定例で報告を受けておりますが、導入初期には、I C T機器の使用法の説明を教員にしていることが多かったところですが、2年が経過し、授業そのものへのサポートの場面、メインはやはり総合的な学習の時間になりますが、最近は教科単元に関連した支援の場面が徐々に増えてまいりまして、特に小学校ではプログラミング教育の必修化に備えて、専門のアプリケーションのインストールや、あるいは授業内容について相談を受けることも増えているとの報告を受けております。

新学習指導要領の全面実施により、今以上にI C T機器を使用する機会が増えることで、学校からの支援のニーズは量・質ともにさらに高まるものと予想しております。

以上でございます。

山 崎 区 長 ほかにご意見ありますか。教育長。

岩 佐 教 育 長 今お話ありましたように、学習指導要領が改訂されてI C T教育の環

境を整備するよという方向が出てきたわけですが、今回の学習指導要領改訂の背景について少しお話をさせていただきたいと思います。

今回の学習指導要領の改訂の背景には、近未来の社会の急激な変化というものがあるかと思ひます。こどもたちがこれから活躍していく2030年代、あるいは2040年代には、情報化、あるいはAI、人工知能の進化が進み、さらにまたグローバル化が進んでいき、社会が人間の予想を超えて進展すると言われております。それから、人工知能が人間の知能を超えるとき、いわゆるシンギュラー・ポイントが2040年代だと言われてはいますが、そういう背景の中でこれからの時代を生きるこどもたちには、ICT機器を使った情報活用能力の育成は極めて重要だと思ひます。

それから、今後は学び方といひますか、こうした中でどうやって生きていくかという観点から言うと、予測できない変化に、こどもたちが将来受け身ではなくて、主体的に対処できるようにするために、主体的・対話的で深い学び、アクティブラーニングと言われてはいますが、この力を身につけさせる必要があります。そして、その際の学ぶためのツールとして、このICTは欠かすことができないツールになっているかと思ひます。

さらにもう一つ、こどもが学ぶだけではなくて、学ぶこどもを指導するのは教員であり、こうした力をこどもたちにつけていくためには、教師のICT機器を活用した授業改善の力、つまり、ICT機器を活用する授業力というものの向上もあわせて必要不可欠になってきますので、今後とも教員の資質向上に努めてまいりたいと思ひています。

以上です。

山 崎 区 長 ほかにご意見ありますか。

ICT、パソコンとか、そういった機器について、今の若い先生たちは、学生時代からの積み重ねでどんどん日常的に慣れていて、年配の先生たちはこういったことに慣れていない印象があります。ここ5年で、急速にICT化が進み、パソコンやタブレットを使いこなすことに慌てている先生は、江東区の場合にはどの程度いるのか。例えば、キーボードを見ずにパソコンを打っている先生もいれば、たどたどしく打っている先生もいると聞いてはいますが、これだけICT教育の推進だと言われてはいる中で、慣れていない先生はどの程度いるのでしょうか。

指導室長。

伊 藤 指 導 室 長 年齢層の高い教員の中には、苦手としている者も一定数いるものと考えております。一方で、例えば今までの教育の中ではベテラン層が若手を教えるという形で、校内での研修等を進めてきたところですが、このICTについては、校内において若手の教員が主導して、研修を率先し

て行ったり、実践したり、先頭に立って研究授業を行ったりしており、こうした中で、年配の教員もICTを使った授業に取り組むようになってきていると思っております。

また、今回電子黒板が各学校にたくさん入ることになりますので、今後は子どもたちの話し合いを活性化するためにノートを提示して議論させるなど、さまざまな使い方ができますので、年配の教員、あるいはパソコンに詳しくない教員でも工夫して授業ができると考えております。

山崎区長 心配なのは、ICTに慣れていない先生がいると、慣れている先生と慣れていない先生で教員の質に差が出てしまうことです。例えば、1組の先生は慣れているけれども、2組の先生はなかなか慣れてない。そうすると、2組の子どもたちはかわいそうだと思います。そういうことはないのでしょうか。

伊藤指導室長 学年の中で、例えば体育の得意な先生が、入れかわって、指導することもあります。ICTの授業などについても、子どもたちにとってマイナスにならないように、各学校の中で工夫しております。

ICTに慣れていない教員については、よい授業を見る機会等、研修を積み上げていきたいと思っております。

山崎区長 研修を積み上げていくことも大事ではありますが、まずは、クラスによって先生の指導力に差がないように対応してください。区内全体、どの学校にも目を通してほしいと思います。

この問題は終わります。

次に、3の「いじめの防止に向けて」を議題とします。

事務局より説明願います。指導室長。

伊藤指導室長 それでは、いじめの対応方針について説明いたします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

資料3をご覧ください。本区では、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、「どの子どももそだつ 学びのまち こうとう」の実現に向けて取り組んでおります。そのために、左上のボックスにいじめの定義を示しましたが、このことについて、学校、保護者、地域、関係機関で確実に共通理解を図りながら取り組みを進めているところでございます。

右上のボックスをご覧ください。過去5年間のいじめ認知件数と解消率の推移をグラフに表しました。本区では、いじめの定義に基づいて確実に認知をすることがいじめへの確実な対応につながるとの認識のもと、取り組みを進めてまいりました。平成29年度のいじめの認知件数は1,277件で、前年度より451件増加しています。これは、学校が小さいいじめも見逃さないよう、子どもたちの実態の把握に努め、取り組みを

進めてきた結果であると認識しております。

その上で、いじめの解消率は90%を超えており、対応すべき件数が増えても高い数値を保っています。このことは、各学校がいじめ解消に向けて子どもたちに向き合い、丁寧に取り組んできた結果であると考えております。

中央のボックスをご覧ください。本区では、江東区いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止の取組みを教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関等が相互に連携して進めています。各学校はこの基本方針に則り、学校いじめ防止基本方針を策定し、年間計画に基づいて組織的に取組みを進めています。学校で行う主な取組みとして、いじめに関する授業や、子どもたちの実態を把握するためのアンケート調査の実施、校内における研修の実施などを行っています。

また、学校内の組織として生活指導部会を分掌に位置づけ、日常的に生活指導上の問題解決に向けた検討を行っております。その上で、学校いじめ対策委員会を定期的実施し、いじめ等の状況について校内で共有し、組織的に対応するための方策の検討を行っております。そのほかにも、学校サポートチームを設置するなどして、地域や関係機関との連携を深める場も設けています。

教育委員会では、江東区いじめ防止基本方針に基づき、江東区いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめ等に関係する機関及び団体と連携する機会を設けております。また、重大な事案が発生した際には、調査・検討を行うために江東区いじめ問題調査委員会を設置することとしております。

裏面をご覧くださいませでしょうか。重大な事案が発生した場合の取組みについて、もう少し詳しく説明いたします。

重大な事案が発生した場合には、学校いじめ対策委員会で、重大事態に該当するかを諮った上で教育委員会に報告をいたします。教育委員会は報告を受け、江東区いじめ問題調査委員会を設置し、教育委員会と学校が一体となって事実関係を明確にするための調査を行います。まとめた調査結果は江東区教育委員会に報告を行います。その際、さらに調査が必要な場合については、教育委員会からの要請に基づき第三者委員会を設置し、さらに調査を行います。その上で、報告を受けた教育委員会は、調査結果を区長に報告いたします。その際、区長が必要と認めたときは、区長が任命する者で構成された委員による再調査を行う場合もあります。このように、本区においては授業や生活指導等を通したいじめの未然防止の取組みを確実に進めるとともに、子ども理解を通したいじめの早期発見、組織的な早期対応に努める取組みを進めております。その上で、重大事態が発生した場合にはこどもの安全を重視し、確実な事実関係の把握と適切な対応を学校と教育委員会が一体となって解決に努めてまいっております。

私からは以上です。

山 崎 区 長 本件について質疑を願います。眞貝委員。

眞 貝 委 員 最近のこどもたちは、デジタルネイティブと言われるように、小さいころからスマートフォンなどに触れて、LINEやTwitterなどをコミュニケーションツールとして使用しております。SNSなどを使ったいじめも増えておりまして、これは大きな問題だと思っておりますが、その対応について伺いたいと思います。

また、悩みがあったときも、電話やメールではなく、SNSを使った方が相談しやすいと感じているこどもも多いようです。江東区では、SNS相談を始めると聞きましたが、どのように行うかを伺いたいと思います。

山 崎 区 長 指導室長。

伊 藤 指 導 室 長 本区では、悩んだり苦しんだりしているこどもたちへの相談のハードルをさらに下げするため、今のこどもたちにとって身近で、相談のツールとして活用しやすいSNSを用いた相談を実施いたします。SNS相談は、いじめ、不登校、友人関係、家庭環境等を含めさまざまな悩みを抱え、誰にでも相談できない生徒に対してSNSを活用した相談体制を構築し、問題の深刻化を未然に防止することを目的として行います。対象は、主に中学生を対象とし、実施期間はこどもたちが悩みを抱えやすい夏休み明けの8月26日から9月8日、時間は17時から21時に開設いたします。夏休み前に保護者宛ての通知を配付するとともに、夏休み明けには生徒にQRコードを記したカードを配付し、登録を促します。

SNS相談では、こどもからの相談があった場合、担当のカウンセラーがチャットで対応し、やりとりをします。学校との連携が必要な場合は教育センターの相談員と接続します。また、緊急の場合は警察とも連携を行います。事業終了後には結果の分析を行い、今後の相談体制の構築に活用していく予定です。

山 崎 区 長 ほかにご意見ありますか。進藤委員。

進 藤 委 員 いじめのSOSの出し方の教育の取組みについてですが、いじめの認知件数が増えているのは、学校が小さいいじめもカウントして見逃さないということで認知し、対応してきた結果であると説明がありましたが、このことは確実に取り組んでほしいと思います。

一方で、こどもたちの中には嫌な思いをしても助けを求められないこどもたちも多くいるのではないのでしょうか。SOSを発信できるよ

うにする取組みも必要と考えますが、その辺はいかがでございましょうか。

山 崎 区 長 指導室長。

伊 藤 指 導 室 長 本区では、SOSの出し方に関する教育を通して、こどもたちが悩みを抱えた時に助けを求め、身近な大人がそれを受けとめられるようにすることを目的とした教育の推進にも取り組んでいるところです。

具体的には、さまざまな困難やストレスへの対処方法を身につけるための教育として、東京都教育委員会が作成したDVD教材を用いた話し合い活動を保健や道徳、特別活動等の授業の中で、年間指導計画に位置づけて、小学校5・6年生、また、中学校全学年で授業を実施していくことになっております。

また、朝会や全校集会等の機会を生かして、こどもたちにSOSの出し方に関する講話をすることにしております。このほかにも、スクールカウンセラーによる全員面接を、小学校5年生、および、中学校1年生で実施するなどして、こどもたちが相談しやすい体制の構築にも努めているところです。また、学級等において「24時間子供SOSダイヤル」や「チャイルドライン」などの相談窓口について周知を行うことなどもあわせて実施しているところです。

山 崎 区 長 ほかにご意見ありますか。鈴木委員。

鈴 木 委 員 スクールロイヤーの活用についてお伺いたします。いじめの問題の解決は難しく、被害者と加害者の間でトラブルになり、学校の先生方が対応で疲弊しているという声も聞きます。江東区では、今年度からスクールロイヤーの活用を始めたと聞いておりますけれども、トラブルの解消に活用できているのでしょうか。お伺いたします。

山 崎 区 長 指導室長。

伊 藤 指 導 室 長 こどもたちが安心して学校生活を過ごせるよう、学校教育について詳しい弁護士が、学校に対して法的な観点から継続的に助言を行う体制を構築するために、本区では今年度からスクールロイヤー制度を導入いたしました。ご存知のとおり、学校現場で生じる問題は多様化、複雑化しており、解決に向けた適切な判断が難しい案件が増えているのが現状でございます。こういったものについて、法律の知識が必要になってくることも多く見受けられるようになってまいりました。

そこで、スクールロイヤー制度は、裁判が起こってから弁護士が対応するというのではなく、問題が生じる前の対処、また、事態の悪化を未

然に防ぐことを目的として、弁護士との協力をいただくということが大きな目的となっております。

今年度は、学校が抱えた問題への助言のほかに、講演、研修会の講師、また、PTA役員との懇談会など、学校における問題解決や相談に関わってもらっているところです。また、その結果として、問題の早期解決につながったり、トラブルへの初期対応力の向上につながっているという声もお聞きしたりしており、成果が上がっているものと考えております。学校が問題の悪化を未然に防ぐことができれば、ひいては、子どもたちが安心して学校に通える環境の改善につながると考えているところです。

山 崎 区 長 ほかにご意見ありますか。教育長。

岩 佐 教 育 長 先ほど、室長の説明の中でいじめの重大事態ということについての説明もありました。昨年から今年にかけて、いじめの重大事態として対応した件数は合計で4件あり、いじめ防止の取組みに遺漏のないように、学校と教育委員会が連携して取り組んでいるところでございます。

現在、どの学校にも必ず学校いじめ対策委員会を設置しており、この委員会を中心としていじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めているところでございます。教育委員会も案件に応じて指導主事やSSWを派遣して、学校の支援に努めているところでございます。

また、今年度より組織改編を実施して、教育相談のワンストップ化を行いました。これに伴って、教育相談に関する情報が一元化されて、関係者の共通理解と迅速な対応が図られるようになってきています。今後とも、学校、教育委員会及び関係機関の連携を深めながら、一層の取組みを進めてまいりたいと思っています。

山 崎 区 長 ほかにご意見ありますか。

それでは、本件については終了といたします。

本日の議題は以上でございます。

事務局から何か報告ございますか。次長。

武越教育委員会事務局次長 事務局よりお知らせいたします。総合教育会議は、年2回を予定しております。次回につきましては12月頃を予定しておりますが、緊急的な議論をお願いする場合には、別途調整をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

山 崎 区 長 以上をもちまして、令和元年度第1回江東区総合教育会議を閉会といたします。

— 了 —